相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市馬込町七四七番地二四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂倉　久則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　千葉県市川市八幡二―六―一五川長ビル四階　相続財産管理人　弁護士　上野　雅威

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂八丁目一六番地、最後の住所千葉県市川市真間五丁目五番五号　被相続人　亡　亀田榮美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山下　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千石二丁目七七番地、最後の住所千葉県野田市木野崎一七五八番地の一三　被相続人　亡　利根川忠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　千葉県柏市柏二―六―七佐山ビル三階弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所　相続財産管理人　弁護士　角田　崇彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区三筋一丁目一一番地五、最後の住所東京都台東区蔵前四丁目二〇番一〇号　被相続人　亡　山田　年子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市大泉町西井出八二四〇番地一五二二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥野　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階　けやき通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　悟史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県不破郡垂井町宮代六二二二番地、最後の住所岐阜県不破郡垂井町宮代一六三六番地の三　被相続人　亡　髙瀬　正典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　事務所岐阜県大垣市安井町一丁目二三番地の一〇　司法書士　坪井　章事務所　相続財産管理人　司法書士　坪井　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区吉祥院池ノ内町六九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中野　繁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　京都市中京区御池通高倉西入高宮町二〇〇番地　千代田生命京都御池ビル九階　後藤総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後藤　真孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市南区高尾二丁四一九番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　郷野　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　大阪市北区西天満四丁目一番五号若松町センタービル五階　相続財産管理人弁護士　相川　嘉良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区今小路通御前通西入紙屋川町一〇四九番地、最後の住所大阪市港区池島三丁目八番一―六〇六号　被相続人　亡　山田　健三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階　相続財産管理人弁護士　江後　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市善法寺町一三番、最後の住所神戸市北区上津台四丁目四番五九号、不動産登記簿上の住所兵庫県尼崎市善法寺町一三番六号　被相続人　亡　浅田雄一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　兵庫県神戸市中央区播磨町四九番地　神戸旧居留地平和ビル二階　弁護士法人あさひ法律事務所　相続財産管理人　中村　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市長浜町一五五七番地、最後の住所島根県浜田市長浜町一〇八三番地三　被相続人　亡　新木　真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日　島根県浜田市田町一一三番地三　相続財産管理人　遠藤　公輝

第21期決算公告　平成23年10月12日
秋田県能代市字豊祥岱1番地43
みなみ石油株式会社
代表取締役　佐藤　八彦
貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,823
	固定資産	23,026
	合計	35,849
負純資産の債及び部	流動負債	11,251
	固定負債	16,140
	当主資本金	494
	資本剰余金	7,964
	利益剰余金	10,000
	(利益準備金)	△2,036
	(その他利益剰余金)	(2,500)
	(うち当期純損失)	(△3,576)
	自己株式	(295)
	合計	△960
		35,849

第25期決算公告　平成23年10月12日
秋田県北秋田市川井字才ノ神61番地1
合川石油株式会社
代表取締役　佐藤　八彦
貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,737
	固定資産	184,567
	繰延資産	2,433
	合計	240,737
負純資産の債及び部	流動負債	40,885
	固定負債	151,269
	当主資本金	3,598
	資本剰余金	44,985
	利益剰余金	10,000
	(利益準備金)	34,985
	(その他利益剰余金)	(2,500)
	(うち当期純損失)	(32,485)
	合計	(10,655)
		240,737

第40期決算公告　平成23年10月12日
秋田県大館市餅田字前田34番地5
佐藤石油株式会社
代表取締役　佐藤　八彦
貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	292,733
	固定資産	418,362
	合計	711,095
負純資産の債及び部	流動負債	65,238
	固定負債	479,774
	当主資本金	7,930
	資本剰余金	158,153
	利益剰余金	18,000
	(利益準備金)	140,153
	(その他利益剰余金)	(330)
	(うち当期純利益)	(139,823)
	合計	(1,183)
		711,095